

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	イスラム金融に関する所要の税制措置	
2	要望の内容	<p>イスラム金融に関する所要の税制措置を講じること。具体的には、特定目的信託が発行する社債的受益権(あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権。以下「社債的受益権」という。)について、以下の措置等を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海外投資家が受ける社債的受益権の配当(収益の分配)を非課税とすること。 2. 特定目的信託に係る導管性要件について、国内 50%超募集要件、同族会社要件等の見直しを行うこと。 3. 国内金融機関等が受ける社債的受益権の配当(収益の分配)について、源泉所得税を免除すること。 4. 特定目的信託等に係る法人住民税の均等割を軽減すること。 <p>また、上記にあわせて、振替公社債の利子の課税の特例の対象者に海外年金基金を含めること。</p>	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室	
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 12 年度改正において、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例が新設された(租税特別措置法第 68 条の 3 の 2)。</p> <p>平成 22 年度改正において、振替社債等の利子の課税の特例が新設された(租税特別措置法第 5 条の 3)。</p>	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>「世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>社債的受益権の発行額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置がなければ、イスラム投資家の我が国の金融・資本市場に対する投</p>

			資意欲が生じないと考えられる。
8	有効性等	① 適用数等	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家によって活用されることが見込まれる。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境が整備されていない状況である。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能である。 主要国では、イスラム・マネーを呼び込むために、海外投資家が受けるイスラム債(出資)の配当を非課税とするなどの税制上の措置が講じられている。 しかしながら、我が国では、イスラム債(出資)の配当が課税対象となっているため、イスラム・マネーを呼び込むための、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着が図られていない状況である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本措置がなければ、イスラム投資家の我が国の金融・資本市場に対する投資意欲が生じないため、イスラム・マネーを呼び込むことはできないと考えられる。
	《税込減を是認するような効果の有無》 税込減は生じないと考えられる。		
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	振替社債等の利子の課税の特例(租税特別措置法5条の3)と平仄を合わせた措置であり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税込減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		平成23年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために設置された、大臣政務官を座長とする金融税制研究会(平成22年5月から7月にかけて開催)において、イスラム債の配当を利子並みに扱うなどの対応策を講じるべきといった、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備の必要性が指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—